

「株券等の貸借取引の取扱いに関する規則」の一部改正について

平成 23 年 4 月 19 日
日 本 証 券 業 協 会

I．改正の趣旨

金融商品取引所においては、株価指数、商品価格等の特定指標に連動する価格で償還請求をすることができる外国指標連動証券（外国法人が外国で発行する有価証券のうち金融商品取引法第 2 条第 1 項第 5 号に規定する有価証券の性質を有するものであって、当該有価証券の償還価額が特定の指標（金融商品市場における相場その他の指標をいう。）に連動することを目的とするものをいう。）を信託財産とする「信託法に規定する受益証券発行信託の受益証券」（Exchange Traded Note：E T N）について、上場制度の整備を行うこととしている。

今般、金融商品取引所における E T N への対応状況を踏まえ、「株券等の貸借取引の取扱いに関する規則」の一部について、以下のとおり改正を行うこととする。

II．改正の骨子

「株券等」の定義に外国指標連動証券を信託財産とする外国証券信託受益証券を追加する。

（第 3 条第 1 号）

III．施行の時期

この改正は、平成 23 年 5 月 1 日から施行する。

以 上

「株券等の貸借取引の取扱いに関する規則」の一部改正について

平成 23 年 4 月 19 日

(下線部分変更)

新	旧
(定 義) 第 3 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。 1 株券等 株券、新株予約権証券、新株予約権付社債券、出資証券（金商法第 2 条第 1 項第 6 号に規定する出資証券をいう。）、優先出資証券（協同組織金融機関の発行する優先出資証券をいう。以下同じ。）並びに国内の取引所金融商品市場に新たに上場される又は既に上場されている投資信託受益証券（投資信託の受益証券をいう。以下同じ。）、外国投資信託受益証券、投資証券、外国投資証券、受益証券発行信託の受益証券、外国受益証券発行信託の受益証券、外国株預託証券（金商法第 2 条第 1 項第 20 号に規定する有価証券のうち、外国法人が発行する株券に係る権利を表示する預託証券をいう。以下同じ。）、外国証券信託受益証券（受益証券発行信託の受益証券のうち、外国法人の発行する株券若しくは外国指標連動証券（外国法人が外国で発行する有価証券のうち金商法第 2 条第 1 項第 5 号に規定する有価証券の性質を有するものであって、当該有価証券の償還価額が特定の指標（金融商品市場における相場その他の指標をいう。）に連動することを目的とするものをいう。）又は外国投資信託受益証券を信託財産とするものをいう。以下同じ。）及びカバードワ	(定 義) 第 3 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。 1 株券等 株券、新株予約権証券、新株予約権付社債券、出資証券（金商法第 2 条第 1 項第 6 号に規定する出資証券をいう。）、優先出資証券（協同組織金融機関の発行する優先出資証券をいう。以下同じ。）並びに国内の取引所金融商品市場に新たに上場される又は既に上場されている投資信託受益証券（投資信託の受益証券をいう。以下同じ。）、外国投資信託受益証券、投資証券、外国投資証券、受益証券発行信託の受益証券、外国受益証券発行信託の受益証券、外国株預託証券（金商法第 2 条第 1 項第 20 号に規定する有価証券のうち、外国法人が発行する株券に係る権利を表示する預託証券をいう。以下同じ。）、外国証券信託受益証券（受益証券発行信託の受益証券のうち、外国法人の発行する株券又は外国投資信託受益証券を信託財産とするものをいう。以下同じ。）及びカバードワラントをいう。

新	旧
ラントをいう。 2 （ 現行どおり ） 11 付 則 この改正は、平成23年 5 月 1 日から施行する。	2 （ 省 略 ） 11